

# 報 道 資 料

令和 6 年 9 月 25 日  
総務部法務文書課  
県政情報公開係 石河、金山  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2349

## 奈良県情報公開審査会の第 289 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 274 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和 6 年 9 月 25 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（交通企画課）
- ◎ 対象行政文書：自動車乗車中のおむつ交換に起因する乳幼児の負傷状況について、奈良県の状況が他都道府県と有意な差が認められる交通事故に係る統計資料
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：不開示決定
  - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

行政文書の不存在

審査請求人は、「自動車乗車中のおむつ交換に起因する乳幼児の負傷状況について、奈良県の状況が他都道府県と有意な差が認められる交通事故に係る統計資料」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

諮問実施機関は、交通事故等に関する統計として、交通事故統計が存在し、本交通事故統計にあつては、警察庁が定めている全国斉一の統計様式「交通事故統計原票」に基づき、各都道府県警察で行われていることから、奈良県と他都道府県に調査項目の差異はないことを主張している。また、交通事故統計の作成目的が交通事故抑止対策に資することであることから、調査項目は、交通事故の発生原因や傾向等を調べることを主眼とする運転者や被害者等に関連するものが主要となり、車両の同乗者に係る調査項目については、年齢や性別などの人定事項を除くと、負傷程度やシートベルト等の安全装備の装着の有無などに限られ、この安全装備の装着の有無について、非着装者が適用除外者であるかどうかを調査する項目はあるが、これをさらに細分化して、その者がどのような条件の適用除外者であったかどうかを調査する項目はなく、本件開示請求に係るおむつ交換に起因する乳幼児の負傷状況などといった特異な乗車状況に係る調査は行われていないこと、奈良県警察においても、当該交通事故統計原票による調査以外に独自の調査は行っていない旨主張している。

当審査会が、当該交通事故統計原票を見分したところ、諮問実施機関が主張しているように本件開示請求において審査請求人が開示を求めている自動車乗車中のおむつ交換に起因する乳幼児の負傷状況がわかるような調査項目はないことが認められる。

そうすると実施機関において、自動車乗車中のおむつ交換に起因する乳幼児の負傷状況に関する調査を行っていないとする諮問実施機関の説明に不自然な点はない。

これらのことから、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

## 2 事案の経緯

|   |      |             |          |    |
|---|------|-------------|----------|----|
| ① | 開示請求 | 平成28年12月31日 |          |    |
| ② | 決定   | 平成29年1月16日  | 付けで不開示決定 |    |
| ③ | 審査請求 | 平成29年2月8日   |          |    |
| ④ | 諮問   | 平成29年3月16日  |          |    |
| ⑤ | 経過   | 令和6年1月26日   | 第272回審査会 | 審議 |
|   |      | 令和6年3月11日   | 第273回審査会 | 審議 |
|   |      | 令和6年5月10日   | 第274回審査会 | 審議 |